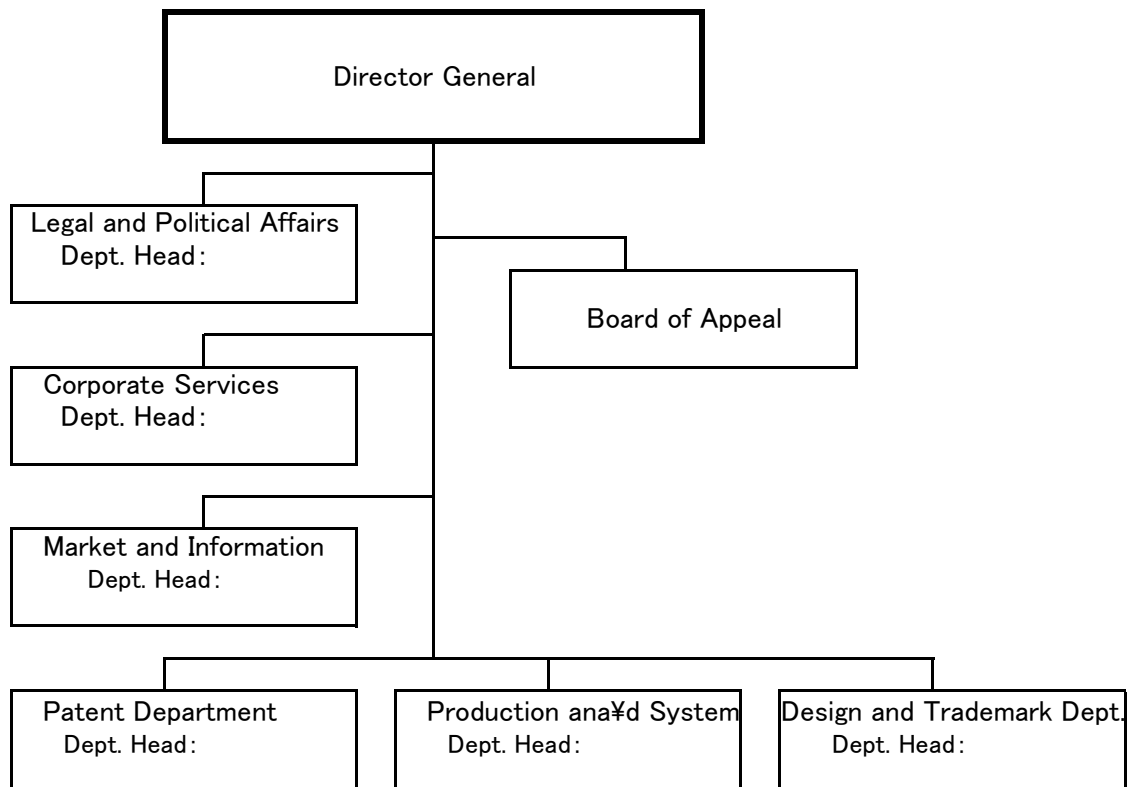


①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)				
②名称	Ministry of Trade and Industry / Norwegian Industrial Property Office (NIPO)				
③所在地	Sandakerveien 64, 0484 Oslo				
④連絡先	(電話)(47) 22 38 73 00		(FAX)(47) 22 38 73 01		
	(E-mail) post@patentstyret.no		(internet) https://www.patentstyret.no/en/		
⑤組織の長	Director General: Mr. Per A. Foss				
⑥沿革	(1) 工業所有権法としては、初めに特許制度が1953年6月26日に制定された。				
	(2) 特許法は、1953年6月26日に制定された。現行の特許法は1967年12月15日に制定され、最近では2007年、2010年、2015年に改正が行われ、2015年の改正法は2015年1月1日から施行されている。				
	(3) 商標法は、1967年3月3日に制定され、最近では2003年、2010年、2013年に改正が行われ、2010年の法は2013年7月1日から施行されている。				
	(4) 意匠法は、1970年5月29日に制定され、最近では2003年、2010年、2013年に改正が行われ、2013年の法は2013年7月1日から施行されている。				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1974/6/8	1896/4/13			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1885/7/1		1978/8/1	1978/7/10
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			
	1986/1/1	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
				2010/6/17	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	1996/3/29	1980/1/1	1971//4/27	1961/7/28	
ストラスブール	ウィーン	WTO			
1975/10/7		1995/1/1			

①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	2,060	1,674	1,539	1,444
		(内 外国出願)	908	592	582	564
		(内 日本から)	6	13	11	12
		(内 PCTルート)	818	544	562	511
	意匠	全数	1,278	1,241	1,336	1,139
		(内 外国出願)	1,000	968	1,066	874
		(内 日本から)	18	16	12	20
	商標	全数	15,641	16,496	15,948	15,685
		(内 外国出願)	11,127	11,641	11,697	11,755
		(内 日本から)	329	364	354	371
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	2,147	1,548	1,211	907
		(内 外国出願)	1,634	1,003	717	477
		(内 日本から)	74	52	17	10
		(内 PCTルート)	1,410	870	632	424
	意匠	全数	1,189	1,116	1,193	1,207
		(内 外国出願)	968	869	958	988
		(内 日本から)	27	14	13	20
	商標	全数	14,814	15,751	15,802	15,357
(内 外国出願)		11,928	12,200	12,509	12,305	
(内 日本から)		326	379	381	453	
出典: WIPO IP Statistics						

## ⑫ 組 織

<組織図> ノルウェー特許庁(NIPO)は、貿易産業省(Ministry of Trade and Industry)の下部組織である。



(出典): Annual Report

①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	特許に関する1967年12月15日の法律No.9 2018年1月1日施行
	③地理的効力の範囲	ノルウェー国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第1条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	
	⑦出願言語	明細書、クレーム及び要約は、ノルウェー語又は英語。 他の書類は、ノルウェー語、デンマーク語、スウェーデン語又は英語。 (特許法第21条、特許法施行規則第5条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年 (特許法第40条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第2条)
	⑩グレースピリオド*	有。次の2つのケースが規定されている。 1) 出願人又は前任者に関する明らかな権利濫用の結果として、出願前6月以内に発明が公開された場合 2) 1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会に関する条約に基づく、公の又は公に認められた国際博覧会において、出願人若しくは前任者が出願前6月以内に発明を展示した場合 (特許法第2条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 美術的創作物 (3) 知的な活動の実行、ゲーム又は商業活動のための方法、計画及び原理 (4) コンピュータプログラム (5) 情報の提示 (6) 人体若しくは動物体を、外科的、治療的又は診断的に処置する方法 (7) 使用が道徳又は公の秩序に反する発明 (8) 植物若しくは動物の品種、植物若しくは動物を生産するための本質的な生物学的方法 (9) 生成及び発展のすべての段階における人体、並びに人体の要素うちの一つの単なる発見 (特許法第1条、第1a条、第1b条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。特許庁は、対応外国出願がある場合には、出願人に対して当該対応外国出願に関する新規性調査及び特許性についての謄本又はそのような書面を受領していない場合にはその旨を提出するように求めることができる(この要求にもかかわらず提出しないことが明らかな場合には当該出願は拒絶される(特許規則第30条))。特許庁では、提出された対応外国出願に関する情報を参考に先行技術調査が行われる。 (特許法第15条、第15a条、第16条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (特許法第15条、第15a条、第16条、第19条、第21条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。出願している発明について侵害の危険性がある場合には、早期審査を請求することができる。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第22条)
	⑯異議申立制度の有無	有。付与前異議申立制度(特許規則第35条)及び付与後異議申立制度がある。(特許法第24条)

①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)																																																			
⑰無効審判制度の有無	有。何人も、ノルウェー工業所有権庁の決定により特許を一部又は全部において無効と宣言するようノルウェー工業所有権庁に請求することができる。(特許法第52b条)																																																			
⑱実施義務	有。付与から3年以内、及び出願日から4年以内にノルウェーで特許が実施されない場合には、強制実施権設定の対象となる。(特許法第45条)																																																			
⑲費用 単位 NOK (ノルウェー・クローネ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="550 443 1524 611"> <tr><td>出願料</td><td>4,200 NOK</td></tr> <tr><td>10を超える各クレームに対する追加料</td><td>200 NOK</td></tr> <tr><td>特許付与手数料</td><td>1,100 NOK</td></tr> <tr><td>14ページを超える印刷ページに対する追加料</td><td>250 NOK</td></tr> <tr><td>新規の各クレームに対する追加料</td><td>200 NOK</td></tr> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="550 701 1524 1037"> <tr><td>1年次</td><td>600 NOK</td><td>11年次</td><td>3,200 NOK</td></tr> <tr><td>2年次</td><td>600 NOK</td><td>12年次</td><td>3,500 NOK</td></tr> <tr><td>3年次</td><td>600 NOK</td><td>13年次</td><td>3,800 NOK</td></tr> <tr><td>4年次</td><td>1,200 NOK</td><td>14年次</td><td>4,100 NOK</td></tr> <tr><td>5年次</td><td>1,500 NOK</td><td>15年次</td><td>4,400 NOK</td></tr> <tr><td>6年次</td><td>1,800 NOK</td><td>16年次</td><td>4,700 NOK</td></tr> <tr><td>7年次</td><td>2,000 NOK</td><td>17年次</td><td>5,000 NOK</td></tr> <tr><td>8年次</td><td>2,300 NOK</td><td>18年次</td><td>5,300 NOK</td></tr> <tr><td>9年次</td><td>2,600 NOK</td><td>19年次</td><td>5,600 NOK</td></tr> <tr><td>10年次</td><td>2,900 NOK</td><td>20年次</td><td>5,900 NOK</td></tr> </table>		出願料	4,200 NOK	10を超える各クレームに対する追加料	200 NOK	特許付与手数料	1,100 NOK	14ページを超える印刷ページに対する追加料	250 NOK	新規の各クレームに対する追加料	200 NOK	1年次	600 NOK	11年次	3,200 NOK	2年次	600 NOK	12年次	3,500 NOK	3年次	600 NOK	13年次	3,800 NOK	4年次	1,200 NOK	14年次	4,100 NOK	5年次	1,500 NOK	15年次	4,400 NOK	6年次	1,800 NOK	16年次	4,700 NOK	7年次	2,000 NOK	17年次	5,000 NOK	8年次	2,300 NOK	18年次	5,300 NOK	9年次	2,600 NOK	19年次	5,600 NOK	10年次	2,900 NOK	20年次	5,900 NOK
出願料	4,200 NOK																																																			
10を超える各クレームに対する追加料	200 NOK																																																			
特許付与手数料	1,100 NOK																																																			
14ページを超える印刷ページに対する追加料	250 NOK																																																			
新規の各クレームに対する追加料	200 NOK																																																			
1年次	600 NOK	11年次	3,200 NOK																																																	
2年次	600 NOK	12年次	3,500 NOK																																																	
3年次	600 NOK	13年次	3,800 NOK																																																	
4年次	1,200 NOK	14年次	4,100 NOK																																																	
5年次	1,500 NOK	15年次	4,400 NOK																																																	
6年次	1,800 NOK	16年次	4,700 NOK																																																	
7年次	2,000 NOK	17年次	5,000 NOK																																																	
8年次	2,300 NOK	18年次	5,300 NOK																																																	
9年次	2,600 NOK	19年次	5,600 NOK																																																	
10年次	2,900 NOK	20年次	5,900 NOK																																																	
⑳料金減免措置の有無	<p>有。個人または従業員20名以下の小企業に対して下記のような減額がある。</p> <table border="1" data-bbox="550 1095 1524 1171"> <tr><td>出願料</td><td>800 NOK</td></tr> <tr><td>10を超える各クレームに対する追加料</td><td>200 NOK</td></tr> </table>		出願料	800 NOK	10を超える各クレームに対する追加料	200 NOK																																														
出願料	800 NOK																																																			
10を超える各クレームに対する追加料	200 NOK																																																			
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。																																																			

①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2015年10月1日改正 2015年10月法の英訳未入手のため2013年7月法によって解析した。
	③地理的効力の範囲	ノルウェー国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人) (意匠法第1条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	
	⑦出願言語	ノルウェー語。願書以外の書類はデンマーク語又はスウェーデン語も可能。 ただし、ノルウェー語以外の出願することも可能。この場合、所定の期間内に所定の言語の翻訳文を提出する。(意匠法施行規則第2条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年毎に4回、最大25年まで延長できる。 ただし、スペアパーツに関する意匠の場合は、5年。 (意匠法第23条)
	⑨新規性の判断基準	域内公知、域内刊行物 (意匠法第3条、第5条)
	⑩グレースピリオド	有。次の4つのケースが規定されている。 (1) 創作者又はその権原承継人による出願日又は優先日前12月内の展示 (2) 創作者又はその権原承継人からの情報提供又はそれらの者の行為に基づいて意匠を公衆に利用可能とするその他の者による出願日又は優先日前12月内の展示による開示。 (3) 創作者又はその権原承継人との関係での濫用の結果による出願日又は優先日前12月内の展示による開示。 (意匠法第6条) (4) 公の、又は公認の内外国における博覧会における6月以内の展示による開示。 出願日が遡及する(意匠法第16条)
	⑪不登録対象	(1) 公共政策又は受け入れられている道徳原理に反する意匠。 (2) 使用権限に基づかずに、国旗、刑法第328条第1段落(4)及び第2段落の適用対象となる紋章その他の記章、又は当該意匠が使用される製品と同一若しくは類似する種類の製品に対する公の管理又は保証を示す標章、又はこのような旗、紋章、記章若しくは標章と誤認される虞がある図柄を含む意匠。 (3) ノルウェー国内において他人の名義で登録された意匠と本質的に異なる要素を含む意匠。 (4) 商標、商号又はその他の標識に抵触する意匠。 (5) 著作権法により保護される著作物(写真を含む。)に抵触する意匠。 (6) 農産物の品質保証に関する1932年6月17日法律第6号による規制の下に保護される農産物及び食品に対する原産地の地理的表示又は原産地呼称。 (7) 製品の技術的機能のみから帰結される外形に関する意匠。 (8) ある製品が別の製品の周囲に又はそれに対して機械的に接合若しくは位置設される場合において、両者が機能を発揮するために正確な形態及び寸法で作成されなければならない外形に関する意匠。 (9) 通常の使用時に視認できない意匠。 (意匠法第7条、第8条)
	⑫実体審査の有無	有。審査は、方式要件、登録性及び新規性について行われる。 (意匠法第17条、意匠法施行規則第14条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願人は、意匠権の付与を妨げる要素の有無について補充審査を請求することができる。 (意匠法施行規則第14条)

①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)																									
⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。																									
⑮部分意匠制度の有無	有。 (意匠法第2条(1))																									
⑯関連意匠制度の有無	無。																									
⑰「組物」の意匠制度の有無	無。																									
⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。 (意匠法施行規則第4条)																									
⑲出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から6月以内に意匠の外観に関する書類が公開される。ただし、出願日後、何人も願書及びその付属書類、その他当該出願に係る一切の書類の閲覧を請求することができる。 (意匠法第21条)																									
⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人は、出願日から6月以内又は優先権が主張されていれば優先日から6月以内の期間で、登録の繰延べを出願時に請求することができる。 (意匠法第18条)																									
㉑異議申立制度の有無	有。特許庁による行政再審査の規定に基づき、登録意匠が失効するまで何時でも異議申立を行うことができる。 (意匠法施行規則第15条)																									
㉒無効審判制度の有無	付与後異議申立制度：有。 権限のある者は、登録期間中、特許庁に対して行政審査を請求することができる。当該主張が所有者が当該意匠についての権利を有していないことを基礎とする場合、かかる主張は、請求人が登録の事実及び請求を基礎付けるその他の事情を知った後1年以内に行わなければならない。所有者が登録時又は登録の移転を受けた時に善意で行為をしていた場合は、当該主張は、登録又は登録移転後3年以内に行わなければならない。 無効審判制度：無。 (意匠法第25条、第26条)																									
㉓登録表示義務	無。																									
㉔費用 単位 NOK (ノルウェー・クローネ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="363 1312 1509 1491"> <tr> <td>出願料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本手数料</td> <td>1,700 NOK</td> </tr> <tr> <td>複数意匠登録手数料、1超の各意匠につき</td> <td>1,200 NOK</td> </tr> <tr> <td>登録料、各意匠につき</td> <td>1,100 NOK</td> </tr> <tr> <td>補充調査手数料、各意匠につき</td> <td>850 NOK</td> </tr> </table> <p>[意匠権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="363 1536 1509 1783"> <tr> <td>存続期間更新料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 回目の更新料</td> <td>2,600 NOK</td> </tr> <tr> <td>2 回目の更新料</td> <td>3,200 NOK</td> </tr> <tr> <td>3 回目の更新料</td> <td>3,700 NOK</td> </tr> <tr> <td>4 回目の更新料</td> <td>4,500 NOK</td> </tr> <tr> <td>複数意匠登録手数料、1超の各意匠につき</td> <td>1,200 NOK</td> </tr> <tr> <td>登録料、各意匠につき</td> <td>1,100 NOK</td> </tr> </table>		出願料		基本手数料	1,700 NOK	複数意匠登録手数料、1超の各意匠につき	1,200 NOK	登録料、各意匠につき	1,100 NOK	補充調査手数料、各意匠につき	850 NOK	存続期間更新料		1 回目の更新料	2,600 NOK	2 回目の更新料	3,200 NOK	3 回目の更新料	3,700 NOK	4 回目の更新料	4,500 NOK	複数意匠登録手数料、1超の各意匠につき	1,200 NOK	登録料、各意匠につき	1,100 NOK
出願料																										
基本手数料	1,700 NOK																									
複数意匠登録手数料、1超の各意匠につき	1,200 NOK																									
登録料、各意匠につき	1,100 NOK																									
補充調査手数料、各意匠につき	850 NOK																									
存続期間更新料																										
1 回目の更新料	2,600 NOK																									
2 回目の更新料	3,200 NOK																									
3 回目の更新料	3,700 NOK																									
4 回目の更新料	4,500 NOK																									
複数意匠登録手数料、1超の各意匠につき	1,200 NOK																									
登録料、各意匠につき	1,100 NOK																									
㉕料金減免措置の有無	無。																									

①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2015年10月1日改正 2015年10月法の英訳未入手のため2013年7月法によって解析した。
	③地理的効力の範囲	ノルウェー国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体商標 (商標法第1条、商標法施行規則第1条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、色彩商標、結合商標 (商標法第2条)
	⑦出願人資格	自然人、法人 (商標法第1条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第7条)
	⑨本国登録要件	有。ノルウェーで事業をしておらず、かつパリ条約又はWTOの加盟国の何れにも居住していない出願人は、出願人の本国での登録証明書を提出しなければならない。 (商標法第78条)
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	
	⑪出願言語	願書はノルウェー語、その他の書類はノルウェー語、デンマーク語、スウェーデン語又は (商標施行規則第6条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第32条)
	⑬グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は展示日から6月。 (1) 公又は公認の内外国における博覧会における展示による開示日 出願日遡及 (商標法第19条)
	⑭不登録対象	(1)商品若しくはサービスの種類、品質、数量、意図された用途、価額若しくは地理的原産地、商品の生産時期若しくはサービスの提供時期又は商品若しくはサービスに係るその他の特徴を示すもの (2)通常の言語用法又は誠実な、確立した事業慣習に従って商品若しくはサービスの慣習的呼称を構成するもの (3)公の秩序に反する、又は反則を犯す虞があるもの (4)商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して誤認を生じさせる虞があるもの (5)法が指定する紋章若しくは別の標識、国旗又は標識若しくは国旗として理解される虞のあるものを許可なく含むもの (6)ぶどう酒及び蒸留酒については、原産地表示を含む商標は、当該商品の原産地がその表示に従ったものでないもの (商標法第14条、第15条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第4条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標施行規則第10条)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	無。 (商標法第20条)
	⑲審査請求制度の有無	無。 (商標法第20条)
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、出願は登録後、公報により公告(公開)される。 (商標法第25条)
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も、登録の公告日から3月以内に異議申立を行うことができる。(付与後異議申立制度) (商標法第26条)

①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)	
②③無効審判制度の有無		付与後異議申立制度:有。 無効審判制度:無。無効審判制度はないが、利害関係人は、商標の無効を裁判所に提訴することもできる。 (商標法第35条、同第36条、同第39条)
②④不使用取消制度の有無		有。5年。登録日から5年以内の不使用、又は継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第37条)
②⑤商標分類		国際分類(ニース分類・第10版)を採用している。
②⑥図形要素の分類		無。
②⑦譲渡要件		無。商標権は、営業権とは関係なく、譲渡することができる。 (商標法第53条)



①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)	
⑳費用 単位 NOK (ノルウェー・ クローネ)		[出願から登録までに掛かる費用]
		商標出願料
		基本手数料(3クラスまで) 2,600 NOK
		3クラスを超える追加手数料 650 NOK
		団体商標出願料
		基本手数料(3クラスまで) 4,700 NOK
		3クラスを超える追加手数料 1,900 NOK
		[商標権の維持に掛かる費用]
		商標更新料
		基本手数料 2,300 NOK
		3クラスを超える追加手数料 650 NOK
		団体商標更新料
		基本手数料 4,700 NOK
3クラスを超える追加手数料 1,900 NOK		
㉑料金減免措置 の有無		無。